

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年11月18日
【発行者の名称】	ハンワホームズ株式会社 (Hanwa Home's Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴 厚志
【本店の所在の場所】	大阪府泉南市幡代3丁目838-1
【電話番号】	072-485-0102
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部部長 眞國 慶多
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ハンワホームズ株式会社 <a href="https://www.hanwa-ex.com/">https://www.hanwa-ex.com/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 3【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。))は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 中間会計期間	第31期 中間会計期間	第30期
会計期間	自 2023年2月21日 至 2023年8月20日	自 2024年2月21日 至 2024年8月20日	自 2023年2月21日 至 2024年2月20日
売上高 (千円)	859,776	985,032	1,626,150
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△34,927	34,601	△73,624
中間純利益又は中間(当期)純損失(△) (千円)	△23,237	23,493	△49,734
純資産額 (千円)	67,791	64,787	41,293
総資産額 (千円)	903,040	885,564	823,926
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額(△) (円)	△116.19	117.47	△248.67
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.5	7.3	5.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△14,809	43,525	△95,167
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△14,436	△4,415	△19,711
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	75,413	△24,426	99,480
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	164,995	118,112	103,429

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第31期中間会計期間は潜在株式が存在しないため、第30期中間会計期間及び第30期は1株当たり中間(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第30期中間会計期間及び第30期の財務諸表については、新月有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。また、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第31期中間会計期間の財務諸表については、新月有限責任監査法人の期中レビューを受けております。
3. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
4. 2024年7月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額を算定しております。

### 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

### 3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、該当事項はありません。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1)業績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する中、緩やかな回復が続きました。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響等、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクは継続していることに加え、円安に伴う物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界においては、新築住宅着工件数が減少傾向である一方、民間設備投資は持ち直しの動きがみられたものの、人手不足における人件費の高騰、建設資材価格の高騰により業界全体の原価高騰が続いており、引き続き厳しい事業環境が続いております。

このような事業環境の下、当社の空間創造事業では提携ハウスメーカーからの受注のみではなく、SNSマーケティングやホームページへのアクセス対策、リフォーム相談会など継続して行ったことで、新築及びリフォームの直接受注に注力すると共に、新たな法人施設案件を受注することができ、前年同期を大きく上回りました。既に来期に向けた法人施設案件も受注できており、安定成長のための準備を進めてまいります。

DEPOS事業においては、依然として続く円安や物価上昇による消費者心理の悪化が懸念される厳しい状況が続いております。一方外部環境が急速に変化する中でも、以前より取り組んでいる販管費の抑制、在庫の最適化を図り、営業利益を改善しました。また、ECのみではなく展示会への出展等リアルとの相互送客により顧客接点を創出、新たなお客様の獲得、売上高の増大につなげてまいります。

これらの結果、当中間会計期間の業績につきましては、売上高985,032千円（前年同期比14.6%増）、営業利益40,450千円（前年同期は営業損失37,523千円）、経常利益34,601千円（前年同期は経常損失34,927千円）、中間純利益23,493千円（前年同期は中間純損失23,237千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

#### ①空間創造事業

空間創造事業は、住宅着工件数が減少傾向にある中、戸建住宅受注は横ばいでしたが、法人施設工事が順調施工できたことで売上高561,016千円（前年同期比42.6%増）、セグメント利益27,534千円（前年同期はセグメント損失39,941千円）となりました。

#### ②DEPOS事業

DEPOS事業は輸入商品の多くが円安の影響や、原価高騰の影響を受け価格転嫁を余儀なくされている状況です。そのような状況下でECモールの売上は嗜好品への購買意欲が低下し厳しい事業環境が続いております。一方、法人施設に積極的にアプローチした結果、BtoB取引が順調に推移し売上高424,015千円（前年同期比9.1%減）、セグメント利益12,915千円（前年同期比434.3%増）となりました。

### 2 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 3 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2024年10月23日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### <担当J-Adviserとの契約について>

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年10月31日にフィリップ証券㈱

との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

##### ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該

事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

- 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

- 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。

- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

- ⑧ 有価証券報告書ならびに発行情報等の提出遅延  
甲が提出の義務を有する有価証券報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等  
次の a 又は b に該当する場合  
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合  
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」  
又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等  
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限  
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化  
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限  
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。  
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く）。  
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。  
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。  
d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。  
e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。  
f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。  
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得  
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

#### 6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

##### (1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

##### (2)財政状態の分析

###### (流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、568,358千円（前事業年度末490,645千円）となり、77,712千円増加いたしました。これは主に現金及び預金の増加17,983千円、売掛金の増加33,471千円、契約資産の増加50,434千円、商品の減少26,312千円によるものです。

###### (固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、317,206千円（前事業年度末333,280千円）となり、16,074千円減少いたしました。これは主に、リース資産の増加7,265千円、繰延税金資産の減少12,332千円、減価償却等による減少10,304千円によるものです。

###### (流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、556,712千円（前事業年度末498,482千円）となり、58,229千円増

加いたしました。これは主に、買掛金の増加2,673千円、工事未払金の増加38,140千円、未払費用の増加3,808千円、未払消費税等の増加11,223千円によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、264,065千円（前事業年度末284,150千円）となり、20,085千円減少いたしました。これは主に返済による長期借入金の減少23,568千円、長期リース債務の増加6,247千円によるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は64,787千円（前事業年度末41,293千円）となり、23,493千円増加いたしました。これは中間純利益の計上23,493千円によるものです。

(3)経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4)キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は118,112千円となり、前事業年度末に比べ14,683千円増加しました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、43,525千円（前年同期は14,809千円の支出）となりました。これは主に、税引前中間純利益36,186千円、たな卸資産の減少額26,312千円、仕入債務の増加額42,177千円を計上した一方、売上債権及び契約資産の増加額87,629千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、支出した資金は4,415千円（前年同期は14,436千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出3,300千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、支出した資金は24,426千円（前年度同期は75,413千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出23,568千円があったことによるものです。

(5)経営者の問題認識と今後の方針について

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6)事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社が対応すべき課題について重要な変更はありません。

#### 第4 【設備の状況】

##### 1 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

##### 2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2024年8月20日)	公表日現在発行数(株) (2024年11月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

- (注) 1. 2024年7月8日開催の取締役会決議により、2024年7月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。
2. 2024年7月21日開催の株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年7月21日付で発行可能株式総数は799,800株増加し、800,000株となっております。
3. 2024年7月21日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年7月21日付で1単元を100株に変更しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年2月21日～ 2024年8月20日	199,800	200,000	—	30,000	—	—

- (注) 2024年7月8日開催の取締役会決議により、2024年7月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。

#### (6) 【大株主の状況】

2024年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鶴 厚志	大阪府泉南郡熊取町	134,000	67.0
鶴 結介	大阪府泉南市	66,000	33.0
計	—	200,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に制限のない当社における標準的な株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

(注) 2024年7月8日開催の取締役会決議により、2024年7月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令14号)により作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2024年2月21日から2024年8月20日まで)の財務諸表について、新月有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月20日)	当中間会計期間 (2024年8月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	147,931	165,914
売掛金	56,233	89,704
完成工事未収入金	34,120	37,844
契約資産	63,029	113,464
商品	165,355	139,043
前渡金	3,662	13,980
前払費用	14,013	7,035
その他	6,298	1,371
流動資産合計	490,645	568,358
固定資産		
有形固定資産		
建物	164,955	161,043
構築物	15,175	14,555
機械及び装置	1,534	1,469
車両運搬具	3,356	1,191
工具、器具及び備品	9,525	9,158
リース資産	—	7,265
土地	59,916	59,916
有形固定資産合計	254,464	254,600
無形固定資産		
ソフトウェア	27,261	24,086
その他	184	184
無形固定資産合計	27,445	24,270
投資その他の資産		
繰延税金資産	35,177	22,845
長期前払費用	2,858	2,152
その他	13,334	13,337
投資その他の資産合計	51,371	38,335
固定資産合計	333,280	317,206
資産合計	823,926	885,564

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月20日)	当中間会計期間 (2024年8月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	9,285	10,647
買掛金	25,070	27,744
工事未払金	84,090	122,231
短期借入金	250,000	250,000
1年内返済予定の長期借入金	47,136	47,136
未払金	33,593	28,210
未払費用	10,378	14,186
未払法人税等	721	360
未払消費税等	7,819	19,042
契約負債	14,605	15,873
リース債務	—	1,399
賞与引当金	12,780	10,809
その他	3,001	9,070
流動負債合計	498,482	556,712
固定負債		
長期借入金	276,863	253,295
長期リース債務	—	6,247
その他	7,287	4,523
固定負債合計	284,150	264,065
負債合計	782,632	820,777
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金	11,293	34,787
株主資本合計	41,293	64,787
純資産合計	41,293	64,787
負債純資産合計	823,926	885,564

## ② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 2月21日 至 2023年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)
売上高		
完成工事高	393,554	561,016
商品売上高	466,221	424,015
売上高合計	859,776	985,032
売上原価		
完成工事原価	321,877	422,797
商品売上原価		
商品期首棚卸高	125,299	165,355
当期商品仕入高	246,303	170,889
輸入諸費用	11,856	13,596
合計	383,460	349,841
他勘定振替高	197	6,703
商品期末棚卸高	154,942	139,043
差引売上原価	228,320	204,094
売上原価合計	550,197	626,891
売上総利益		
完成工事総利益	71,677	138,219
商品売上総利益	237,901	219,921
売上総利益合計	309,578	358,141
販売費及び一般管理費	※ 347,102	※ 317,691
営業利益又は営業損失 (△)	△37,523	40,450
営業外収益		
為替差益	3,891	—
その他	734	327
営業外収益合計	4,626	327
営業外費用		
支払利息	2,021	2,095
支払保証料	9	10
為替差損	—	4,070
営業外費用合計	2,030	6,175
経常利益又は経常損失 (△)	△34,927	34,601

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 2月21日 至 2023年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)
特別利益		
固定資産売却益	—	1,584
特別利益合計	—	1,584
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△34,927	36,186
法人税、住民税及び事業税	360	360
法人税等調整額	△12,051	12,332
法人税等合計	△11,690	12,692
中間純利益又は中間純損失 (△)	△23,237	23,493

## ③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 2月21日 至 2023年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△34,927	36,186
減価償却費	8,558	10,078
賞与引当金の増減額(△は減少)	△49	△1,970
受取利息及び受取配当金	△1	△1
支払利息	2,021	2,095
為替差損益 (△は益)	△5,737	4,196
固定資産売却損益(△は益)	—	△1,584
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△42,563	△87,629
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△20,014	26,312
仕入債務の増減額(△は減少)	69,418	42,177
契約負債の増減額(△は減少)	△9,332	1,267
前渡金の増減額(△は増加)	△5,961	△10,317
その他	23,359	25,530
小計	△15,230	46,340
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△1,898	△2,095
法人税等の支払額	△361	△721
法人税等の還付額	2,678	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△14,809	43,525
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,293	△1,115
無形固定資産の取得による支出	△9,130	—
敷金及び保証金の差入による支出	△82	—
保険積立金の積立による支出	△180	—
定期預金の預入による支出	△3,750	△3,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,436	△4,415

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 2月21日 至 2023年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000	—
長期借入金の返済による支出	△23,568	△23,568
リース債務の返済による支出	—	△349
長期未払金の返済による支出	△1,018	△508
財務活動によるキャッシュ・フロー	75,413	△24,426
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	46,167	14,683
現金及び現金同等物の期首残高	118,828	103,429
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 164,995	※ 118,112

**【注記事項】**

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 2月21日 至 2023年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)
役員報酬	33,200千円	34,210千円
従業員給与	77,907	75,213
賞与引当金繰入額	10,340	7,492
退職給付費用	1,877	2,033
発送配達費	60,521	52,227
販売手数料	39,026	36,396
減価償却費	8,558	10,078

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 2月21日 至 2023年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)
現金及び預金	223,147千円	165,914千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△58,151	△47,801
現金及び現金同等物	164,995	118,112

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2023年 2月21日 至 2023年 8月20日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間財務諸表 計上額
	空間創造事業	DEPOS事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	43,326	466,221	509,548	—	509,548
一定の期間にわたり移転 される財	350,228	—	350,228	—	350,228
顧客との契約から生じる 収益	393,554	466,221	859,776	—	859,776
外部顧客への売上高	393,554	466,221	859,776	—	859,776
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	393,554	466,221	859,776	—	859,776
セグメント利益又は損失 (△)	△39,941	2,417	△37,523	—	△37,523

(注) セグメント利益には適当な配分基準によって、各報告セグメントに配分された全社費用を含んでおります。

2. 報告セグメントの変更等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間財務諸表 計上額
	空間創造事業	DEPOS事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	—	424,015	424,015	—	424,015
一定の期間にわたり移転 される財	561,016	—	561,016	—	561,016
顧客との契約から生じる 収益	561,016	424,015	985,032	—	985,032
外部顧客への売上高	561,016	424,015	985,032	—	985,032
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	561,016	424,015	985,032	—	985,032
セグメント利益	27,534	12,915	40,450	—	40,450

(注) セグメント利益には適当な配分基準によって、各報告セグメントに配分された全社費用を含んでおります。

2. 報告セグメントの変更等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023年 2月21日 至 2023年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間 純損失金額(△)	△116.19円	117.47円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額(△) (千円)	△23,237	23,493
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損 失金額(△)(千円)	△23,237	23,493
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(注) 1. 当社は、2024年7月21日付けで普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そのため、前会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間会計期間は1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、当中間会計期間では潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月15日

ハンワホームズ株式会社

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐野明彦

公認会計士

本川雅啓

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているハンワホームズ株式会社の2024年2月21日から2025年2月20日までの第31期事業年度の中間会計期間（2024年2月21日から2024年8月20日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハンワホームズ株式会社の2024年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要

と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する

る規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上